

KITAKEI-Report

No.190
June2025

発行：北恵株式会社 〒 541 - 0054 大阪市中央区南本町 3 - 6 - 14 TEL.06 - 6251 - 6701
https://www.kitakei.jp/

6月1日より職場の熱中症対策を義務化

6月1日より職場における熱中症対策が罰則付きで義務化されます。具体的には、労働安全衛生規則を改正し、『体制整備』、『手順作成』、『関係者への周知』が事業者により義務付けられます。

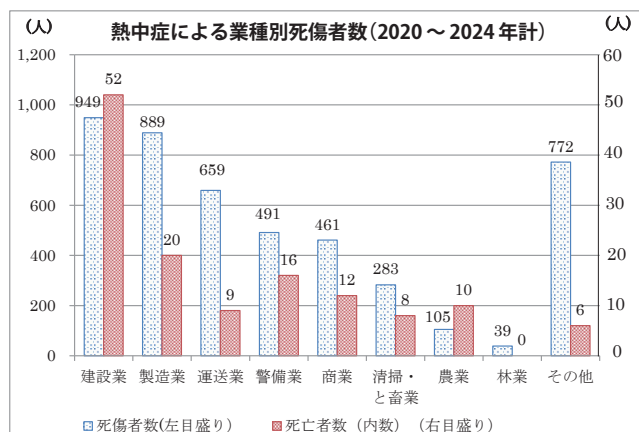
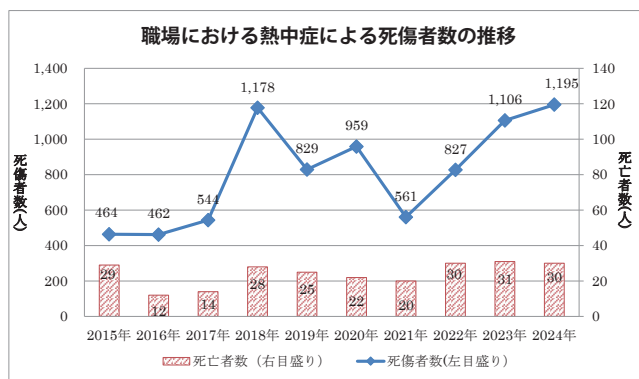
対象となるのは、「WBGT（湿球黒球温度）28度以上・気温31度以上の環境下で、連続1時間以上・1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業となっています。

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業員」、「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知することが求められます。

さらに、①作業からの離脱、②身体の冷却、③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること、④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等——など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知することが必要となります。

厚生労働省「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（令和7年1月7日時点速報値）によると、職場での熱中症による死亡者・休業4日以上の上業務上疾病者の数（合わせて「死傷者数」という）は、2024年に1195人となりました。うち死亡者数は30人となっています。

2020年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業で最も多く、次いで製造業、運送業、警備業の順で多く発生していました。また、月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約8割が7月・8月に発生。時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、15時台が最も多く、次いで11時台が多くなっていました。なお、日中の作業



※本項の図表は全て、厚生労働省「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（令和7年1月7日時点速報値）より転載

終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されています。

このような状況から熱中症の重篤化を防止するため、職人を外で働かせる工務店は特に注意が必要といえるでしょう。詳細は同制度義務化のパンフレットなどを参考にし、しっかりと準備してください。



建築基準と省エネ対策 新たな議論開始

4月18日、国土交通省は社会資本整備審議会建築分科会、建築基準制度部会、建築環境部会の合同会議を

Report

開催、今後の建築基準制度と住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について新たな議論を開始しました。会議では建築物のライフサイクルアセスメント（LCA）の制度化に向けた検討会を5月に立ち上げる方針を発表。また、住宅性能表示制度の見直しを審議し、一次エネルギー消費量等級にZEH水準を上回る等級7、8を新設する方針を示しました。

中長期的な政策ビジョンの策定

今回の検討会は、令和4年の社会資本整備審議会建築分科会の答申「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）」および「今後の建築基準制度のあり方（第四次答申）」を受けたもの。この答申は、4月に施行された建築基準法および建築物省エネ法改正の根拠となったものですが、引き続き検討すべき課題も提示していました。

具体的には、「建築物の質の向上」、「既存建築ストックの有効活用」、「木材利用の促進」、「新技術・新材料の導入」、「持続可能な市街地の実現に向けた集団規定」、「官民の技術者確保」のあり方の6つ。さらに今回、「人口減少・少子高齢化」や「2050年カーボンニュートラル」といった社会的課題を見据え、建築分野の中長期的な政策の方向性を整理。10年程度の将来を視野に入れたビジョンを策定する方針を打ち出しました。

CO₂ 排出削減に向けLCA推進

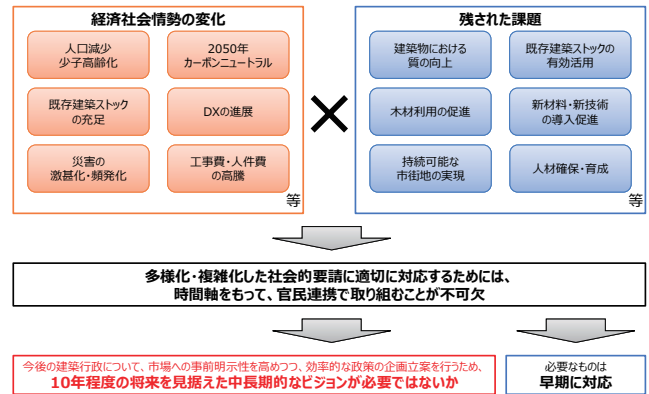
今回の会議では、新たに建築物のLCA推進に関する議論が開始されました。現在、建築物関連のCO₂排出量は世界全体の約37%を占めます。この中で住宅・建築物の運用に伴う「オペレーショナルカーボン」は全体の27%を占めますが、省エネ基準の全面義務化などで将来的な排出量自体は削減されていく見込みです。

そこで事務方が今後はCO₂排出量全体の10%を占める建築物の建設に関わる建材の製造等に伴う「エンボディドカーボン」の削減に向けた対策が急務と指摘。建築物分野のCO₂排出量の削減のためには、建設資材・設備の製造・施工・解体時の取り組みが必要だとした上で、建築物におけるLCAの推進を行う考えを提示しました。

改めてLCAとは、建築物の部材・設備の製造から施工、使用、解体に至るライフサイクル全体で発生するCO₂を算定・評価する手法です。建築物のライフサイクルカーボンは、建築物使用段階での排出が5割、資材製造を含む建設段階で3割程度が概ねの目安とされます。

従来の省エネ施策は建築物使用段階のエネルギー使用量の削減を狙ったもので、光・熱・水関連を対象とし

建築分野における中長期的なビジョンの必要性



ていました。一方、LCAは資材製造段階や施工段階、資材の使用段階、解体段階なども網羅した概念。ライフサイクル全体で評価する点及びCO₂排出量に換算して評価する点で異なるものといえます。

なお、今回、事務方より示された「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」は建築物LCAの現状について「建築生産者の取り組みは大手事業者が中心で限定的」と記載。今後LCAを円滑に導入するとともに実効性確保のため、段階的な制度構築を目指す方針です。その上で5月に「建築物LCAの制度化に向けた検討会」を立ち上げ、制度的枠組みを検討するとしていました。

また、建築分野の中長期的な課題を整理する懇談会や集団規定に関する基準検討委員会も並行して開催する考えです。

ZEH水準超えの一次エネ等級創設

会議では住宅性能表示制度の見直しも行われました。現在、一次エネルギー消費量等級はZEH水準相当の等級6（BEI 0.8以下）が最上位等級ですが、令和5年度実績では戸建て住宅の約86%が等級6を取得済みです。さらに断熱等性能等級ではZEH水準を上回る等級6・7が設定されています。

そこで一次エネルギー消費量等級でも等級7（BEI 0.7以下）、等級8（BEI 0.65以下）を新設する案を提示しました。なお、BEI値はいずれも再生可能エネルギーを含まない数値。床面積当たりの一次エネルギー消費量（MJ/（㎡・年））は併記可能。また、等級6から等級8について、

Report

再生可能エネルギー利用に係る数値による表示を併記できることとする方針です。

その他、住宅性能表示制度においては耐震性能など、建築基準法に定める最低限のレベルを「等級1」とするよう記載しています。そこで遅くとも2030年までには予定されている次の

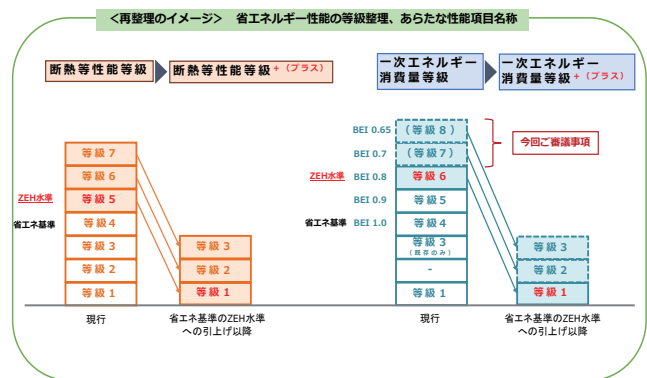
<評価方法基準>

表示方法	説明事項	各等級の性能の程度	評価基準	太陽光発電設備等に関する数値を明示する場合
等級(1、4、5、6、7又は8)による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6以上においては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/(㎡・年))と太陽光発電設備等による一次エネルギー消費量の削減率を併せて明示することができる。	①太陽光発電設備等によるエネルギー消費量の削減率を見込まない評価基準とする。	等級8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている	BEI ≤ 0.65 (再エネを除く)	・太陽光発電設備等による一次エネルギー消費量の削減率(%) (性能評価書の記載イメージ)
	②太陽光発電設備等による一次エネルギー消費量の削減率を併記可能とする。	等級7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている	BEI ≤ 0.70 (再エネを除く)	
	③太陽光発電設備等による一次エネルギー消費量の削減率を併記可能とする。	等級6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(※1)に相当する程度)が講じられている	BEI ≤ 0.80 (再エネを除く)	
		等級5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている	BEI ≤ 0.90 (再エネを含む)	
		等級4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(※2)に相当する程度)が講じられている	BEI ≤ 1.00 (再エネを含む)	
		等級1 その他	その他	

新築住宅の省エネ基準引き上げの際、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級を再整理する考えを提案。具体的には、現行のZEH水準等級(断熱等性能「等級5」及び一次エネルギー消費量「等級6」)を、改めて「等級1」にする方向性で検討を行います。

委員からは、一次エネルギー消費量について東京都の補助制度「ゼロエミ住宅」の最上位基準(BEI 0.55以下)を参考に、等級9・10の創設を提案する案が出ました。加えて現行の断熱等級6と7の間の間隔が大きいこと、中間的な基準「等級6.5」の新設についても意見が寄せられました。

2030年までの省エネルギー基準の水準の引上げへの対応



「一人親方等との取引に関する新しい法律のお知らせ」を公表

昨年11月、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行しました。同法は、フリーランス(一人親方など)が安心して働ける環境を整備するため、「フリーランスと取引先企業(事業者)などの発注事業者の間の取引の適正化」、「フリーランスの就業環境の整備を図ること」を目的とするもの。

こうした中、建設企業において、フリーランス(一人親方など)に対する取り組みが遅れています。そこで、国土交通省は同法を推進するため、リーフレット「一人親方等との取引に関する新しい法律のお知らせ」を3月に公表しました。

同法では、発注事業者からフリーランスへの「請負契約」(事業者間取引)において、以下の①～⑤などの義務が生じます。

①「取引条件の明示」では、契約内容として、業務内容、報酬額、支払期日、作業場所、契約期間などを明記し、契約書や書面(電子記録を含む)でフリーランスと共有する必要があります。

②「報酬支払いの規定」では、フリーランスへの報酬は、

物品の受領や役務の提供を受ける日から数えて60日以内、できるだけ早い日に支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う必要があります。

③「不当行為の禁止」では、1カ月以上の業務委託において、報酬の減額、受領拒否、返品、購入の強制、不当な変更指示など、フリーランスに不当な不利益を与える行為は禁止されています。

④「育児・介護等への配慮」では、6カ月以上の業務委託において、フリーランスからの申出があった場合、育児や介護と両立できるよう納期や作業時間の調整について配慮を行う必要があります。

⑤「ハラスメント防止」では、フリーランスに対するセクハラ、パワハラ等を防ぐため、相談窓口の設置や社内体制の整備が求められます。

——発注事業者(工務店等)のフリーランス(一人親方など)に対しての義務は、その発注事業者が満たす要件に応じて内容が異なります。詳細は、同リーフレットの裏面などを参照してください。

【同リーフレット】



キタケイの提供する2つのプライベートブランド

環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 “ スプロートユニバーサル ”

天然木にこだわったフローリングや壁材 “ リラクシングウッド ”

企画・製造から販売までトータルにプロデュース、心からご満足いただける住まいづくりをバックアップします。



www.sprout-univ.com

環境 SPROUT UNIVERSAL BLUE こちよい住環境	ぬくもり SPROUT UNIVERSAL ORANGE 住まう人のために	素材 SPROUT UNIVERSAL GREEN 永く使ってほしいから



www.relaxssingwood.com

リラクシングウッド

抗菌・抗ウイルス加工 フローリング ウイルスガードコート シリーズ

